

## 第 10 章 地域住民との合意形成のあり方

### 10.1 地域住民との合意形成のための措置

P C B 処理施設は、他の廃棄物処理施設と同様、その施設の必要性は大多数の人が認めるが、自らの住宅や工場、事務所等の近隣に立地することについては多くの人々が嫌悪する迷惑施設である。しかも、その処理の対象が P C B という有害性、毒性が高い物質であることから、施設立地にあたって地域住民から合意を得ることが大きな課題となる。たとえ P C B 処理が“安全”であっても、地域住民にその事実を理解してもらわなければ“安心”は生まれない。この“安心”が生まれなければ、地域住民との合意形成を図ることは困難である。したがって、P C B 処理においては、地域住民の“安心”を生み出すために、いわゆるリスクコミュニケーションの考え方に基づいた下記の 4 つの事項が担保される必要がある。

- (1) 施設立地や処理実施における手続きの透明性の確保
- (2) P C B 廃棄物の処理に関する地域住民への情報公開
- (3) P C B 廃棄物の処理に関する分かり易い説明、意見交換の場の確保
- (4) 地域住民の参加できる安全監視

#### (1) 施設立地や処理実施における手続きの透明性の確保

豊田市は、関係法令・要綱等に規定された P C B 処理施設の施設立地に関する手続き（事前協議開始～施設設置許可）、P C B 処理の実施に関する手続き（構造基準・維持管理基準に関する検査～試運転～使用前検査）を事業主体が確実に実施できるように対処する。さらに、豊田市は上記の手続き状況を公表する必要がある。

#### (2) P C B 廃棄物の処理に関する地域住民への情報公開

豊田市は、P C B 処理における安全性・環境保全性の確保に関する協定に基づいて事業主体から報告を受けた P C B 処理に関する情報については、以下の 3 つの例外を除いて基本的に情報公開の対象とし、地域住民の参加する安全監視委員会へ報告することが必要である。

- 特許技術等の技術上の機密情報
- プライベート情報
- 費用に係る情報

#### (3) P C B 廃棄物の処理に関する分かり易い説明、意見交換の場の確保

安全監視委員会は、事業主体及び豊田市が地域住民へ分かり易く説明するとともに、質疑応答も含めた双方向の意見交換の場として設けられる。地域住民は、安全監視委員会への参加はもちろんのこと、安全監視委員会の委員長に対して正当な理由に基づいた開催要望も出せるようにする必要がある。

#### **(4) 地域住民の参加できる安全監視**

豊田市内でのPCB処理については、安全監視に地域住民が参加できることを担保するために、安全監視委員会は設けられる。地域住民は、PCB処理における環境モニタリング結果及び安全運転モニタリング結果などについて、随時、安全監視委員会の場で報告を受けられるとともに、事業主体や豊田市に対して意見や要望を忌憚なく出せるようにすることが必要である。

#### **10.2 事業主体の報告義務**

事業主体は、豊田市と締結するPCB処理における安全性・環境保全性の確保に関する協定に基づいて、環境モニタリング、安全運転モニタリング等のPCB処理に関する情報を豊田市へ報告する義務がある。豊田市はそれらの情報を地域住民へ情報公開する必要がある。